

○妙高市滞在型市民農園条例

平成19年3月26日

条例第12号

(設置)

第1条 農地及び地域資源の利活用により、市民と都市住民との交流を促進し、地域の活性化及び農業の振興に資するため、妙高市滞在型市民農園(以下「市民農園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
クラインガルテン妙高	妙高市大字関山6142番地1

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、市民農園の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び妙高市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年新井市条例第2号。以下「指定管理者条例」という。)に規定する指定管理者に市民農園の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 市民農園の利用及びその制限等に関する業務
- (2) 市民農園の利用料金の徴収等に関する業務
- (3) 市民農園の管理運営に関する業務
- (4) 市民農園及び附属設備の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(利用期間)

第5条 市民農園を利用することができる期間(以下「利用期間」という。)は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、利用期間の途中から利用する場合にあっては、当該利用日から1年とする。

2 利用期間は、4回を限度として更新することができる。

(利用の許可)

第6条 市民農園を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を

受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

- 2 指定管理者は、市民農園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。
- 3 指定管理者は、前2項の規定により、利用を許可し、又は条件を付すときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民農園の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 市民農園又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 市長が別に定める要件を満たしていないとき。
- (5) その他指定管理者が不適當と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害について指定管理者はその責を負わない。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (5) 災害その他の事故により市民農園が利用できなくなったとき。

(利用料金)

第9条 市民農園の利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得た上で定めるものとし、その上限は、別表に定める額とする。

- 2 前項の利用料金には、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税の額を含むものとする。
- 3 利用者は、利用の許可を受けたときは、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 4 前項の規定により徴収した利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。
- 5 指定管理者は、市長が別に定める基準により、利用料金の全部又は一部を還付し、又は利用料金を減免するものとする。

(利用権の譲渡禁止)

第10条 利用者は、利用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、市民農園の利用を終了したとき、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに市民農園及び附属設備を原状に回復させなければならない。

(損害賠償等)

第12条 利用者は、故意又は過失により市民農園又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(農作物等の損害)

第13条 市及び指定管理者は、天災、鳥獣、病虫害等による農作物の損害その他第三者の行為に起因して生じた損害についてその責を負わない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに指定管理者条例に定めるところに従い、適正に市民農園の管理を行わなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第48号で平成19年9月1日から施行)

(準備行為)

2 第6条第1項の規定による利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(指定管理者不在期間における市民農園の管理に関する業務)

3 前項の規定による準備行為の期間及び指定管理者条例第7条第1項の規定により、市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者が不在となる期間(以下「指定管理者不在期間」という。)における第6条から第8条まで(第6条第3項を除く。)の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

(指定管理者不在期間の使用料)

4 市長は、指定管理者不在期間においては、当該期間の開始直前の第9条第1項の承認に係る利

用料金の額を使用料として、市民農園の利用者から徴収することができる。

5 前項の使用料は、第9条第5項の基準により、還付し、又は減免することができる。

附 則(平成22年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行(以下「施行日」という。)し、改正後の妙高市滞在型市民農園条例第5条の規定は、施行日現在の利用者から適用する。

別表(第9条関係)

利用料金

施設の名称	利用単位	利用料金
クラインガルテン妙高	1区画	年額 421,700円

備考

- 1 共益費は、別途負担とする。
- 2 光熱水費は、実費負担とする。
- 3 利用期間の途中から利用するときは、月割計算とする。
- 4 利用期間が1月に満たないときは、1月とみなす。